

が直接その本来の事業の用に供する家屋に係る課税標準の算定上控除する額を、現行の当該家屋の価格の二分の一に相当する額から五分の二に相当する額に引き上げようとするものであります。

に改めようとするものであります。六十二ページから六十三ページの附則第十二条の三の改正は、昭和五十一年度の自動車排出ガス

1976 (昭和51)年3月29日の衆議院地方行政委員会での説明

3月29日の衆議院地方行政委員会では、福田(一)自治大臣の法案要旨説明に続き、森岡税務局長が、配布していた「新旧対照表」を用いて、詳しく補足説明を行っている。農地に関しては、まず、附則第十九条の改正で、「前年度の税額の一・一倍または一・二倍を限度とする段階的な負担調整措置」が生まれることが説明される(3段目右の赤枠)。その後、「課税の適正化措置の適用対象外とされる市街化区域農地」について、「引き続き検討を加え、昭和五十四年度から必要な措置が講ぜられる」という説明が行われる(3段目左から4段目右端)。「課税の適正化措置」とは、近傍宅地と課税の均衡を図るように農地に課税することで、三大都市圏特定市街化区域のA・B農地で実施されていた「宅地並み課税」を意味すると考えられる。

結局、この説明は、「附則第十九条の改正により、全ての市街化区域農地で宅地の税額を目ざした課税の適正化(増税)が始まる」ことに全く触れていない。その後の質疑も同様で、これでは、地方税法の改正を審議した国会議員が、一般市街化区域の農地では従来どおり農地としての課税が継続されると考えて審議を進めたことも、やむを得ないと言える。これが、まだ宅地なみ課税の実施が考えられてもいなかった全国の一般市街化区域への、いわゆる『農地に準じた課税』の誕生である。

た、それぞれ前年度の税額の一・一倍、一・二倍または一・三倍を限度とする段階的な負担調整措置を講じようとするものであります。

八十一ページの附則第十九条の改正は、農地に係る昭和五十一年度から昭和五十三年度までの各年度分の固定資産税について昭和五十一年度評価額の昭和五十一年度分の課税標準額に対する上昇率の区分に応じて、それぞれ前年度の税額の一・一倍または一・二倍を限度とする段階的な負担調整措置を講じようとするものであります。

ことにより、引き続き検討を加え、昭和五十四年度から必要な措置が講ぜられるべきものとしております。百四ページの附則第三十条の二の改正は、軽自動車税の税率につきましてきに申し上げました自動車税に係る附則第十二条の三の改正と同趣旨の特例を設けようとするものであります。百五ページの附則第三十二条第二項の改正は、自家用の自動車で軽自動車以外のものに係る自動車取得税の税率の特例措置について、また、同条第六項の改正は、同税の免税点の特例措置について、いずれもその適用期限を昭和五十三年三月三十一日まで延長しようとするものであり、同条第三項の改正は、電気自動車に係る同税の税率の軽減措置の適用期限を昭和五十三年三月三十一日まで延長しようとするものであります。百六ページの附則第三十二条の二の改正は、昭和五十一年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの間に行われる軽油の引き取り等に係る軽油引取税の税率を、一キロリットルにつき、一万九千五百円に引き上げようとするものであります。百六ページないし百七ページの附則第三十四条の二の改正は、特定市街化区域農地等の譲渡に係る長期譲渡所得に対する道府県民税及び市町村民税の課税について、昭和五十二年分から三年度間の時限措置として、特別控除後の譲渡益のうち二千万円以下の部分については道府県民税一・六%、市町村民税三・四%の税率により、特別控除後の譲渡益のうち二千万円を超える部分については道府県民税二%、市町村民税四%の税率によりそれぞれ課税しようとするものであります。

九十一ページないし九十六ページの附則第二十五条及び第二十六条の改正は、宅地等及び農地に係る昭和五十一年度から昭和五十三年度までの各年度分の都市計画税について、固定資産税と同様の段階的な負担調整措置を講じようとするものであります。

百一ページないし百二ページの附則第二十九条の五及び第二十九条の六の改正は、昭和五十一年度から昭和五十三年度までの固定資産税及び都市計画税に関し、市街化区域農地で現に耕作の用に供され、かつ、三年以上農地として保全することが適当と認められる一定の要件に該当するものについて、市町村長が、条例の定めるところにより、農地課税審議会の議を経て減額することができるとしようとするものであります。

百八ページないし百九ページの第二条第一項の改正は、一般国道及び都道府県道に關し、都道府県及び指定市に対して譲与する地方道路譲与税の額を地方道路税収入額の五分の四に相当する額と

るものとしてしようとするものであります。

なお、課税の適正化措置の適用対象外とされる市街化区域農地に係る固定資産税及び都市計画税については、改正法附則第二十八条において、昭和四十八年改正法附則第十八条の一部を改正する

としようとするものであります。

るものとしてしようとするものであります。

百八ページないし百九ページの第二条第一項の改正は、一般国道及び都道府県道に關し、都道府県及び指定市に対して譲与する地方道路譲与税の額を地方道路税収入額の五分の四に相当する額と

としようとするものであります。